

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 52

「数億円当選した」はずが5万円の支払いに...

事例

申し込んだ覚えはないのに、数億円当選したとのメールが携帯電話に何度も届くので、本当に当選したかもしれないと思い返信した。当選金を受け取るには登録料1万円がかかると言われ、指示されるままにプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って送信した。その後も手数料などの名目で請求があり、合計で5万円ほど支払ってしまった。

・「当選したのでお金がもらえる」などの心当たりのないメールやSMS(ショートメッセージサービス)が届いても、開かず、すぐに削除してください。

・安易に連絡をしてみると、金銭を要求されたり、個人情報を出されたりする危険があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。

・申し込んでいないものに当たるとは絶対ありません。迷惑メールは無視しましょう。

- ▼相談日時＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時
- ▼相談場所＝上三川町消費生活センター(役場3階)
- ▼相談専用電話番号＝☎9-1-53

「びん・缶類・ペットボトル」の出し方

今回はびん・缶類・ペットボトルの出し方をお知らせします。

《びん・缶類・ペットボトルとして出せるもの》

・びん・缶類は飲食用のもの対象です(例：ジュースの空き缶、缶詰の容器など)

・ペットボトルはマークのついているものが対象です



ペットボトルマーク

《出し方のポイント》

・びん・缶類は中身を軽く水洗いし、ポリカゴに入れて出してください。

・使用するポリカゴについては種類や寸法の決まりはありません。

・一升瓶・ビール瓶については紙・布・紙パック(資源物)の日に、袋などに入れてそのまます出してください。

・ペットボトルについてはキャップ・ラベルを外し、中を軽く水洗いして、透明または半透明のごみ袋に入れて出してください。

・外したキャップ・ラベルはプラとして出してください。

《まちがえやすいもの》

・不燃ごみ

- ・金属製のキャップ
- ・飲食用以外のものの容器として使われたびん・缶類
- ・一斗缶など20cmを超え大きな缶類

危険ごみ

・スプレー缶(スプレー缶は中身を使いきり、穴を空けて危険ごみとして出してください。)

※不燃ごみ・びん・缶類排出用のポリカゴを役場住民生活課にて1個500円で販売しておりますので、こちらも活用ください。

▼問い合わせ先＝

住民生活課 生活環境係



☎9-1-31

10月16日～22日は

行政相談週間

10月16日(月)～22日(日)までは、行政相談週間です。皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに行政運営の改善を図ります。

町では、2名の行政相談委員が総務大臣から委嘱されており、11月22日(水)午前9時～正午に上三川いきプラザで、定例相談(心配事なんでも相談内)を開設し相談を受け付けています。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

▼相談先＝

●行政相談委員
藤田 猛さん

☎090(1651)63002

●行政相談委員
生田 弘美さん

☎093-7330

▼問い合わせ先＝

企画課 情報広報係
☎9-1-17

